

# 耐震診断結果の見方

## ■ 耐震診断の結果と附表の関係

建築物の耐震診断は、現行耐震基準（現行の建築基準法で規定される震度6強から7に達する程度の地震に対する安全性）を評価するものです。

安全性の評価Ⅲは、現行耐震基準に相当するものです。これを下回ると評価Ⅱ「危険性がある」、評価Ⅰ「危険性が高い」とされますが、これら評価区分により建築物の崩壊・大破の危険性が確定的となるものではなく、評価値が小さくなるに従って、被害を受ける可能性が高くなるものとされています。

## ■ 耐震診断結果の表と附表の見方

耐震診断の結果等  
 ■ 学校(小学校、中学校)

No.	都道府県	市町村	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	災害時の用途	耐震診断の方法の名称	耐震診断の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)	耐震改修等の予定	
										内容	実施時期
〇〇	福島県	〇〇市		〇〇市〇〇	〇〇	〇〇	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{S_0} = 1.13$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.47$	Ⅲ		
			〇〇棟	〇〇市〇〇			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.45$ $q = 0.88$	Ⅰ	耐震補強設計	着手 平成28年10月 完了 平成29年3月
			〇〇棟	〇〇市〇〇			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	$I_s/I_{S_0} = 1.15$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.54$		耐震改修	着手 平成30年4月 完了 平成31年3月
			〇〇棟	〇〇市〇〇			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.23$ $q = 0.36$			

同一棟で複数の診断方法を採用している場合、それぞれが適用となる部分をここで補足しています。

・ (以下省)  
 ・ 建築物が構造上2以上の部分に分離している場合、それぞれ別棟として記載しています。

評価結果と附表の判定式を比較することで評価(Ⅰ~Ⅲ)が決まります。

## ■ 用語の解説

### Is 値

構造体の耐震性能を表す指標 (Isは判定基準となる目標値)。この数値が大きいほど耐震性能が高い。

### q 値、 $C_{TU} \cdot S_D$ 値 ( $C_T \cdot S_D$ ) 値

構造体の粘り強さ、建築物の平面・立面形状等から求まる耐震性能に係る指標。この数値が大きいほど耐震性能が高い。

### Z・G・U、Z・Rt・G・U 値

地域特性(地震活動度等)、地盤特性(地形等)、建物の振動特性、建物用途等から目標値を補正するための指標。補正がない場合は1.0となる。

附表 耐震診断の評価の

震度6強から7に達する程度  
 震度5強程度の中規模地震

附表中の同一名称の診断方法の行から安全性の評価を読み取ります。

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い $I_s/I_{S_0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある 左右以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い $1.0 \leq I_s/I_{S_0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$ $1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{S_0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 1.5 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S_0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

・ (以下省略)